

「体制等届出」の手引き

【短期入所療養介護】 【介護予防短期入所療養介護】 編

1 届出時期

届出に係る加算等は、届出受理日の翌月（受理日が月の初日の場合はその月）から、算定を開始することができます。

（事務処理の都合上、前月15日までに提出するようご協力をお願いします。）

【注】 「加算を取り下げる場合」又は「減算となる場合」は、速やかに「体制等届出書」及び添付書類を提出する必要があります。

※「加算を取り下げる場合」については、下記の4添付書類（20）を参照

2 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 施設係

TEL：086-212-1014 FAX：086-221-3010

メールアドレス：ji-shidou@city.okayama.lg.jp

3 提出書類

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）（別紙2）

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）

③添付書類（下記4を参照）

4 添付書類

【注1】 同時に複数の項目について届出をする場合は、重複する書類は省略することができます。

【注2】 必要に応じて、下記記載の添付書類の他に書類を求めることがあります。

体制の（変更）内容	「体制等届出書」の添付書類
(1) 人員配置区分【短期】 【予防短期】 療養機能強化型以外	・病院又は診療所における短期入所療養介護（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出（別紙29-4）
(2) 夜間勤務条件基 （病院療養型のみ） （減算の場合も提出が必要） 【短期】 【予防短期】	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（短期入所療養介護） ②入院患者数算出表（別添5） ③夜間勤務等看護加算の施設基準に係る届出書添付書類（総括表）（別添3） 夜間勤務等看護加算の施設基準に係る届出書添付書類（勤務計画表）（別添4）

<p>(3) 職員の欠員による減算の状況 (診療所型は不要) 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所療養介護) ・「医師」、「看護職員」、「介護職員」、「介護支援専門員」の記載のみで可</p> <p>②入院患者数算出表(別添5)</p> <p>③職員の欠員状況の添付書類(別添2)</p> <p>④資格証等の写し ・「医師」、「看護職員」、「介護支援専門員」のみで可</p>
<p>(4) ユニットケア体制 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所療養介護) ・「看護職員」及び「介護職員」の記載のみで可</p> <p>②研修修了証等の写し ・「ユニットケアリーダー研修修了証」</p>
<p>(5) 高齢者虐待防止措置実施の有無 【短期】 【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし</p> <p>※運営基準における虐待の防止のための措置が講じられていない場合は、提出してください。</p> <p>※減算は過去に遡及することではなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。</p>
<p>(6) 業務継続計画策定の有無 【短期】 【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし</p> <p>※減算は「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用となります。</p>
<p>(7) 病院療養環境基準及び診療所設備基準 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①病院療養環境基準及び診療所設備基準の添付書類(別添1)</p> <p>②事業所・施設の平面図(縮尺、寸法のわかるもの)</p> <p>(注意) ※療養環境基準及び設備基準に係る各施設部分を色塗りするなど明確になるよう表示すること。</p> <p>※1病棟に医療型と介護型が混在する場合はそれぞれわかるよう表示すること。</p>
<p>(8) 食堂の有無(診療所型) 【短期】 【予防短期】</p>	<p>①事業所・施設の平面図(縮尺、寸法のわかるもの)</p> <p>※食堂を有していない場合は提出してください。</p>
<p>(9) 医師の配置基準(病院療養型のみ) 【短期】 【予防短期】</p>	<p>・添付書類なし</p>

(10) 若年性認知症利用者受入加算 【短期】 【予防短期】	・添付書類なし
(11) 送迎体制 【短期】 【予防短期】	①車検証の写し ②車両の写真
(12) 口腔連携強化加算 【短期】 【予防短期】	①口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11） ②歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保している旨を取り決めた書類 ※上記①別紙11に記載した連携歯科医療機関に係るもの
(13) 療養食加算 【短期】 【予防短期】	①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所療養介護) ・「管理栄養士」又は「栄養士」の記載のみで可 ②資格証等の写し ・「管理栄養士」又は「栄養士」のみで可
(14) 認知症専門ケア加算 【短期】 【予防短期】	①認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2） ②認知症専門ケア加算に係る確認書（別紙12-2付表） ③研修修了証の写し ・加算（Ⅰ）：「認知症介護実践リーダー研修」 ・加算（Ⅱ）：「認知症介護実践リーダー研修」 「認知症介護指導者研修」 ※上記の研修修了者に代えて、認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置も可能。下記の修了証の写し等を添付すること。 ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 ※加算（Ⅱ）のみ ④介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画 (注意) ※施設における利用者の総数に占める【日常生活自立度Ⅲ以上の者】の割合（2分の1以上）については、算定日が属する月の前3月の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者含む）の平均で算定すること。 また、届出月以降においても、毎月において直近3月間の割合を満たす必要があること。（割合を毎月記録すること。） ※認知症介護に係る専門的な研修を修了している者については、日々の対象者数に応じた数を配置すること。

<p>(15) 生産性向上推進体制加算</p> <p>【短期】 【予防短期】</p>	<p>①生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）</p> <p>②委員会の議事録</p> <p>③生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果（別紙28付表）</p> <p>※厚生労働省に毎年度報告する別紙2と同じ様式</p> <p>※③は、加算（Ⅰ）を算定の場合のみ添付</p> <p>※加算（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。</p>
<p>(16) 特定診療費</p> <p>【短期】 【予防短期】</p>	<p>1 重症皮膚潰瘍管理指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係る届出書添付書類（様式5） <p>2 薬剤管理指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ①薬剤管理指導の施設基準に係る届出書添付書類（様式6） ②〔〇〇〕に勤務する従事者の名簿（様式7） ③資格証等の写し <ul style="list-style-type: none"> ・「薬剤師」のみで可 ④配置図及び平面図（調剤所及び医薬品情報管理室） <p>(注意)</p> <p>※医療保険の施設基準との同時提出、介護保険単独の提出も可能（医療保険の受理通知は必要なし。）</p> <p>※当該医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> <p>※調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導、又は在宅患者薬剤管理指導のいずれかに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記入。</p> <p>3 集団コミュニケーション療法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①〔〇〇〕に勤務する従事者の名簿（様式7） ②理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は集団コミュニケーション療法の施設基準に係る届出書添付書類（様式8-2） ③資格証等の写し <ul style="list-style-type: none"> ・「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」のみで可 ④配置図及び平面図（当該治療が行われる専用の施設）

	<p>(注意)</p> <p>※医療保険の施設基準との同時提出、介護保険単独の提出も可能（医療保険の受理通知は必要なし。）</p> <p>※当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> <p>※その従事者が理学療法の経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。</p>
<p>(17) リハビリテーション提供体制 【短期】 【予防短期】</p>	<p>1 理学療法（I） 2 作業療法 3 言語聴覚療法</p> <p>① [〇〇] に勤務する従事者の名簿（様式7） ② 理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は集団コミュニケーション療法の施設基準に係る届出書添付書類（様式8-2） ③ 資格証等の写し ・ 「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」のみで可 ④ 配置図及び平面図（当該治療が行われる専用の施設）</p> <p>(注意)</p> <p>※医療保険の施設基準との同時提出、介護保険単独の提出も可能（医療保険の受理通知は必要なし。）</p> <p>※当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、並びにその他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p> <p>※その従事者が理学療法の経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。</p> <p>4 精神科作業療法</p> <p>① [〇〇] に勤務する従事者の名簿（様式7） ② 精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類（様式9） ③ 資格証等の写し ・ 「作業療法士」のみで可 ④ 配置図及び平面図（当該治療が行われる専用の施設）</p> <p>(注意) ※医療保険の施設基準との同時提出、介護保険単独の提出も可能（医療保険の受理通知は必要なし。）</p> <p>※当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を記入。</p>

<p>(18) サービス提供体制強化加算 【短期】【予防短期】 (※右の①の説明は、前年度の実績が6月以上ある事業所の場合については、算定開始月が4月である場合を想定した記述となっている。 年度途中で申請する場合であっても、直近の2月の勤務実績表を添付すること。法改正等により、提出日が延期された場合であっても2月の勤務実績表が必要。)</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所療養介護) ・届出月の前月分(届出日が月の初日である場合は前々月分)を添付 ※介護福祉士等の状況:「介護職員」のみの記載で可 ※常勤職員の状況:「介護職員」及び「看護職員」のみの記載で可 ※勤続年数の状況:「看護職員」、「介護職員」、「支援相談員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」のみの記載で可(介護予防短期入所療養介護は言語聴覚士を除く)</p> <p>②資格証等の写し ・上記①「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した従業者に係るものを添付 ※「介護福祉士」、「看護職員」、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」に係るもの(介護予防短期入所療養介護は言語聴覚士を除く)</p> <p>③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4)</p> <p>④サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙14-4 付表)</p> <p>⑤サービス提供体制強化加算に係る勤続年数10年以上又は7年以上の者の状況(別添9) ※加算(I)又は(III)で勤続年数に係る要件を用いる場合のみ</p>
<p>(19) 介護職員等処遇改善加算等 【短期】【予防短期】</p>	<p>事業者指導課ホームページ 「介護職員等処遇改善加算等の「計画書」について」を参照。</p>
<p>(20) 加算の取り下げ 【短期】【予防短期】</p>	<p>○従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所療養介護) 【下記の加算について算定要件を満たしていた最終月のものを添付】 ※(13)療養食加算</p>